

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

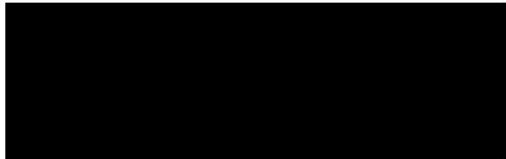
土木部 道路課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第11号 緊急輸送道路条例違反の修正に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 仙台堀川公園沿道無電柱化工事計画B-1工区の第2優先緊急道路障害物除去路線の整備計画は、選定時の幅員を縮小するという条例違反状態のため、設計の変更をすること (2) 仙台堀川公園沿道無電柱化工事計画のB-2工区、C-2工区は、災害時活動困難度ランク3の地域に指定されており、防災道路として十分な幅員を確保しなければならないにもかかわらず幅員を縮小する計画のため、計画を変更すること (3) 防災道路の責任者が不明確なため、土木部に防災課を移設すること (4) 江東区の無電柱化工事計画の防災対策を見直すこと	1 審査経過 令和5年 6月16日 令和5年10月12日 令和5年12月13日 令和6年 3月11日 2 審査概要 (1) 当該路線の車道幅員は、整備前後ともに5.0メートルであるため、幅員の縮小はなく、違反に該当する条例も存在しない。 (2) 広い道路幅員を確保することは望ましいが、幅員を縮小する計画ではなく、また、災害時活動困難地域に指定されている場合の道路の幅員に対する規制等も存在しない。 (3) 道路法や道路構造令に基づき、適切に管理するとともに、防災面でも道路に関わる必要な防災措置を講じるため、防災課と連携していることから組織変更の必要はない。 (4) 無電柱化については、都市防災機能の強化を目的の一つとしているため、無電柱化計画を作成する際には、江東区地域防災計画との整合性も図っている。	

3 請願・陳情の受理年月日 令和5年3月17日 4 請願・陳情者住所氏名		
--	--	--

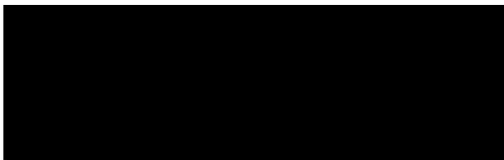
継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 河川公園課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第23号 江東区立ドッグラン設置に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 区が運営する区立ドッグランを城東地区 に新設するよう、区に働きかけてくださ い。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月24日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和5年 6月16日 令和5年10月12日 令和5年12月13日 令和6年 3月11日 2 審査概要 城東地区におけるドッグラン設置については、都立公園及び区立公園への整備について検討してきたところである。 都立公園内の設置については、東京都と調整したところ、東京都が示す諸条件（設置可能な場所の確保、駐車場を有する公園、ボランティア団体等の協力による運営、近隣住民の理解及び地域的なバランスにも配慮）に合わないため、設置することは難しいとのことである。 一方、区立公園内の設置については、令和5年9月に開設した豊洲ぐるり公園内ドッグランの運用状況を踏まえ、管理上の問題や費用対効果など総合的に勘案した上で候補地の選定を行っている。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 河川公園課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第48号 早急に「船宿問題」を解決し、越中島川護岸耐震補強工事に着工するよう求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 速やかに越中島川護岸耐震補強工事に着工するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和5年 6月16日 令和5年10月12日 令和5年12月13日 令和6年 3月11日 2 審査概要 東京都と本区はいずれも河川管理者であり、その役割分担については、「特別区における東京都の事務処理特例に関する条例」に基づき護岸耐震補強工事等の大規模工事に関しては東京都が、軽微な修繕工事及び河川占用許可などの維持管理は本区が行っている。 都は、令和3年12月に「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を策定し、令和13年度を目途に越中島川護岸耐震工事を完了することとしており、現在、工事に向けて設計及び船宿4者との調整を行っている。 船宿4者は、護岸耐震補強工事については全員同意しているが、その施工方法で合意が得られていない。 都は、船舶の仮移転先やその候補地におけるインフラ整備の内容について折衝しながら、仮営業拠点先の整備に向けた設計を行っている。 本区としては、引き続き、越中島川護岸耐震補強工事の早期着手に向け、都と連携するとともに、工事に合わせて不法占拠の解消を図っていく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 道路課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第58号 仙台堀川公園無電柱化整備計画の道路構造令違反修正に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 仙台堀川公園無電柱化整備計画は道路構造令に違反しているため、車道幅員を6メートルに変更するとともに、路肩を車道の両側に設置して都合7メートルとし、違法状態を解消するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月16日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和5年10月12日 令和5年12月13日 令和6年 3月11日 2 審査概要 仙台堀川公園の側道については、道路構造令第3条第2項により第4種第4級の道路（車道幅員5.0メートル）としているため、本計画における道路構造令上の違反はない。 また、無電柱化工事完了後の道路幅員については、大型車を所有している沿道などの事業者へ、改めて1軒ずつ説明した。大型車のすれ違い対策としては、要所要所に幅員の広いところを設ける計画としている。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 道路課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第85号 仙台堀川公園側道の拡幅に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 仙台堀川公園の改修に伴い、仙台堀川公園東側側道（cosmos21ザ・ガーデンズフォート前付近）の幅員が狭められ、道路交通上極めて危険な状態となっているため、改修工事前の幅員に戻すよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月11日 4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	1 審査経過 令和5年10月12日 令和5年12月13日 令和6年 3月11日 2 審査概要 仙台堀川公園周辺の道路幅員は、公園との一体整備を目的にこれまで様々な声を最大限反映しながら修正を重ねて一律5.0メートルとして決定した。 警察との協議でも、安全性を確保するために路線全体で統一した幅員にすることが必要であること、スピード抑制のために幅員を必要以上に広くしないことなどが求められているため、改修前の幅員に戻すことは難しい。 また、当該箇所を改修工事前の幅員に戻した場合、道路の中心線が交差点を境に約85センチずれ、南から北へ走行する際、急なハンドル操作が必要となり危険性が増すこと、公園とマンションを結ぶ方向にある横断歩道が長くなり、歩行者の滞留スペースが減少することで安全性が低下することから、改修前の幅員に戻すことは難しい。 当該箇所について、区独自で交通事故についての分析を行うことは考えていないが、今後も、現地の状況等を注視しながら警察とも協議し、安全対策が必要な場合には検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 施設保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第116号 豊洲三丁目公園での受動喫煙被害防止への丁寧な個別対応を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 豊洲三丁目公園で、条例違反の公園内喫煙行為が多発しているため、区民からの情報提供を無視せず、たばこ問題への丁寧な個別対応の取組を行うよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年12月19日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和6年3月11日 2 審査概要 令和3年3月に「江東区たばこに関する基本方針」を策定し、当方針に基づき令和4年1月から区立公園を全面禁煙化している。 公園の全面禁煙化後、区報での周知や園内へ禁止看板設置するとともに、区職員による喫煙パトロールを令和4年1月から8月にかけて実施し、事前周知やマナー啓発を実施した。 区民から情報提供があった場合、豊洲三丁目公園を含め、個別看板の設置及びパトロールを実施するなど対応している。 また、この度の陳情を受け、豊洲三丁目公園内の各時間帯における喫煙実態調査を実施する予定である。その調査結果を受け、喫煙者数が増加する時間帯において定期的に喫煙パトロールを実施するなど、喫煙対策の徹底を図っていく。 ※ 調査結果により、早朝・夕方の通勤時間帯や昼食後の時間帯での喫煙者が多いことから、喫煙者が増加する時間帯において喫煙パトロールの実施を検討する。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 河川公園課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第1号 亀堀公園改修に伴う公衆トイレ設置に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 亀堀公園改修において婦女子専用トイレを廃止しないよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年1月10日 4 請願・陳情者住所氏名 	1 審査経過 令和6年 3月11日 2 審査概要 亀堀公園は昭和54年の開園から44年が経過し、遊具及び施設が老朽化していたことから、令和5年度に大規模改修と公衆便所のバリアフリー化工事を行った。 改修前の公衆便所は、男女共用トイレ1基と男子用小便器1基であったが、公園の利用状況や建蔽率の制限などを踏まえて、バリアフリートイレ1基と男子用小便器1基に改修した。 なお、従前より、婦女子専用トイレは設置していないため、本改修に伴い、婦女子専用トイレを廃止しているわけではない。	